

# 道教組

2019年10月15日発行

DOKYOSO NEWS VOL.560

教職員とその家族を守る  
全教自動車保険

## 5つの特徴

- ①無事故割引を引き継ぎます
- ②団体扱い割引を10%に拡大
- ③家族の車もまとめるとさらに割引
- ④退職者もメリット引き継ぎで安心
- ⑤申し込んだその日から安心

有限会社 川上企画

(道教組指定代理店)

札幌市中央区大通西12丁目4-78  
TEL:0120-222-789 FAX:011-218-2472

10月4日、北海道人事委員会は道職員・教職員の給与等に関する勧告を行いました。

この勧告に向けて、北海道人事委員会に対し、8月に要求書を提出、9月には2度にわたって交渉を行い、「教育に穴が空く」問題や人材確保、再任用、超勤解消などについて、現場の実態と切実な要求を届け、それらの諸問題が改善される勧告を求めてきました。

月例給・一時金ともに6年連続で引き上げたものの、中堅職員層以降の月例給、再任用職員の月例給と一時金は据え置きとなり、生活改善には程遠い引き上げ額です。

「働き方改革の推進」については、「引き続き当該アクション・プランに基づいた取組を着実に進めていく必要がある」と言及するにとどまり、根本的解決を図るための教職員の定数増については触れていません。

今回の勧告は、我々の労働基本権制約の代償機関としての役割を果たしたとは言えない内容です。

11月からは道教委との賃金確定交渉が始まります。要求前進のため、賃金署名にとりくみ、全道教職員と家族の実態を考慮した誠意ある労使交渉を行うことを強く求めていきます。

北海道人事委員会勧告  
月例給・一時金は6年連続引き上げも、  
生活改善には程遠い引き上げ額に

## 【道人事委員会勧告の主な内容】

### ①給料表の改定（2019年4月1日から実施）

- ・給料表を人事院勧告の内容に準じ、大卒初任給を1,500円、高卒初任給を2,000円、若年層についても所要の改定。
- ・給与表の改定は2級67号俸まで。中堅職員層以降・再任用職員の改定はなし。

### ②期末・勤勉手当（2019年4月1日から実施）

- ・年間支給月数を0.05月分引上げ、4.50月にする。再任用は改定なし。
- ・引上げ分は勤勉手当に配分する。

### ③住居手当（2020年4月1日から実施）

- ・住居手当の家賃額の下限と手当額の上限を引き上げ  
(下限 12,000円→13,000円 上限 27,000円→28,000円) ※手当額の詳細は、裏面を参照

### ④人材の確保・育成

- ・任命権者と連携し、啓発活動やインターンシップ制度の充実を通じて、道職員の仕事のやりがいや魅力をアピールし、受験者確保を図ることが必要。

### ⑤高齢層職員の能力活用

- ・定年延長については、今後も国の動向を注視することが必要。

### ⑥両立支援制度の活用

- ・家族の介護が必要な職員が、適時に休暇等の制度を利用できるよう、両立支援に向けた取組を着実に進めていくことが必要。

### ⑦働き方改革の推進と勤務環境の整備

- ・「北海道アクション・プラン」に基づいた取組を着実に進めていくことが必要。
- ・職員の健康を保持するため、全職員の勤務状況を適切に把握し、必要に応じた措置を講ずることが必要。
- ・ハラスメントのない職場環境を作るため、引き続き相談窓口の周知徹底などに取り組むとともに、今後の国の動向を踏まえ、新たな防止策について検討していくことが必要。

道教委交渉強化のため、  
各職場での「賃金署名」を  
心から訴えます！  
最終締め切り  
11月12日(火) 必着



**「住居手当」改定の減額幅は  
人事院勧告よりは少額に**

住居手当の支給対象となる家賃額の下限と手当額の上限をそれぞれ10000円ずつ引き上げる勧告となりました。これにより、手当支給対象職員の6割が引き上げとなりますが、4割の職員は引下げとなります。住居手当の改定額については、左の表を参照してください。

減額となる職員については、人事院勧告より減額幅は小さいものの、比較的家賃の安い住居を借りている職員が不利益を被ることになり、容認できません。今後、道教委との交渉で改善を求めていきます。

道人事委員会勧告に伴う住居手当の改定額

家賃額	現行	人事院勧告(国)	道人事委勧告(道)
40,000	19,500	17,500	-2,000
45,000	22,000	20,000	-2,000
50,000	24,500	22,500	-2,000
55,000	27,000	25,000	-2,000
56,000	27,000	25,500	-1,500
57,000	27,000	26,000	-1,000
58,000	27,000	26,500	-500
59,000	27,000	27,000	0
60,000	27,000	27,500	500
61,000	27,000	28,000	1,000

**旅費制度の見直し  
引越料金高騰に伴う赴任旅費の改定  
出張旅費の日は実質減額に**

**内国旅行にかかる赴任旅費**

引越料金が高騰していることから、道教組は、道教委に対して、赴任旅費の増額を求めてきました。

道教委は、来年4月1日から、赴任旅費を大幅に見直すこととしました。

下の表にあるとおり、改訂後は基本的に実費支給となるため、特に遠距離の引越の場合、大幅に改善されることとなります。離島の引越には、上限額の設定もありません。

一方、単身の引越や、業者を利用しない場合の支給額は大きく切り下げられるため、今後、道教委に対して改善を求めていきます。

また、移転に伴う着後手当や、赴任旅行に伴う宿泊料、扶養親族移転料についても、実費額の支給に改定されています。

**出張旅費の見直し**

内国旅行に係る日当（1日につき2000円）を見直し、旅行雑費（1日につき1100円）と宿泊雑費（1夜につき1100円）を新設します。

そのため、1旅行につき11000円の減額となります。この減額分は、赴任旅費の増額分に充当されます。

**移転料の支給方法の見直し**

現行	路程に応じた定額（扶養親族を移転しない場合は1/2に相当する額）を支給 (単位：km、円)							
	50	50~100	100~300	300~500	500~1000	1000~1500	1500~2000	2000~
	107,000	123,000	152,000	187,000	248,000	261,000	279,000	324,000
改正案	<ul style="list-style-type: none"> <li>運送事業者を利用する場合は、<u>上限額の範囲内で現に支払った額</u>を支給。 《上限額》道内：374,000円、道外：558,000円、離島：上限なし ※2社以上の見積もり、オプション料金を除いた額。</li> <li>運送事業者を利用しない場合は、50,000円を支給。 (運送事業者を利用し、50,000円以下となる場合を含む。)</li> </ul>							



**「昇給の上位区分の活用」  
特例を継続の方向で検討中**

2016年度の道教委交渉において、昇給区分の「A区分」の活用を行わなかった特例を2019年1月までとしていましたが、道教委は、その扱いを延長し、2022年1月までとすると提示しました。ただし、若年層の上位区分の重点配分は廃止としています。

この特例継続の努力は認めながらも、引き続き、人事評価制度そのものの廃止を道教委に求めていきます。

**「昇給の上位区分の活用」の取扱い**

	制度上の適用割合	H27.1~H31.1	R2.1~R4.1
初任層以外の職員	A：5% B：20%	Bのみ 30%程度	Bのみ30%
初任層職員	A・B 合計20% ※Aは5%以内	※総配分数の枠内で35歳以下の若年層に10%以上の重点配分	Bのみ25%